

令和7年度第1回宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和7年5月28日（水）
午後1時30分から午後3時40分
場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について
 - (2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について
- 4 報 告
 - (1) 宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂について
 - (2) 温泉部会の処分状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

【 資 料 】

- 資料1 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について
- 資料2 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表
- 資料3 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（一部改正案）
- 資料4 県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について
- 資料5 宮城県生物多様性地域戦略（第2次改訂）の概要
- 資料6 宮城県生物多様性地域戦略（第2次改訂）概要版
- 資料7 温泉部会の処分状況について

1 開 会

司 会：ただ今から宮城県自然環境保全審議会を開催いたします。開会にあたりまして、環境生活部副部長の田代から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

副部長：環境生活部副部長の田代と申します。本日は大変お忙しい中、令和7年度第1回宮城県自然環境保全審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から本県の自然環境保全の推進に格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。

さて、県では宮城県自然環境保全基本方針に基づき、生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全、恵み豊かな自然環境の持続可能な利用、先人が育んできた自然と共生する知恵や文化の次世代への継承を基本理念とし、様々な施策に取り組んでおります。

また、野生鳥獣に関しましては、近年、ニホンザルやイノシシなどの生息域の拡大により農林業等への被害が深刻化しており、加えて人の生活圏への出没も増え問題となっております。こうした中、野生鳥獣対策につきましては、宮城県鳥獣保護管理計画により生息状況の調査や個体数の調整、傷病鳥獣の保護などを行い、人と野生鳥獣とが良好な状態で共生が図られるよう努めております。

今後とも、豊かな自然環境、生活環境の保全再生を図り、次世代に引き継ぐため事業の推進に努めてまいりますので、引き続き皆様方の御協力をお願いいたします。

本日の審議会は、審議事項が2件、報告事項が2件となっております。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見や御提言を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会から、委員20名中12名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により本日の会議が有効に成立していることを報告。

次に、会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる。ただし、温泉部会からの報告については、法人及び個人の事業が含まれることから非公開とする旨を報告。

また、議事(1)(2)について知事から諮問があった旨を報告。)

3 議 事

司 会：本審議会条例第6条第1項の規定により、以降の議事進行につきましては西村会長をお願いいたします。

西村会長：それでは、規定により議長を務めさせていただきます。本日の予定ですが、審議会の終了予定は15時30分、2時間の審議を予定しておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

議事(1) 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について

西村会長：初めに議事(1)「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について」を審議してまいります。まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 a: 「資料 1」を御覧ください。「資料 1」の上部、令和 5 年度に過去最多の人身被害件数となったクマについて、令和 6 年 4 月に指定管理鳥獣に指定されたことを受け、本県のツキノワグマ管理計画の一部を改正しようとするものです。

指定管理鳥獣につきましては、集中的かつ広域的に管理を図る必要があると環境省環境大臣が定めた鳥獣であり、他にイノシシ、ニホンジカが指定されております。第二種特定鳥獣管理計画については、都道府県知事はその鳥獣の生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣の場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案し、特に必要があると認めるときに、この鳥獣の管理に関する計画を定めることができるとされております。

本県におきましては、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの 4 鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を作成しております。今回はそのうちツキノワグマ管理計画の一部を改正するものです。

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の概要につきましては、資料中央の箱囲みの部分にお示ししております。このツキノワグマ管理計画の期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 か年の計画となっており、管理が行われるべき区域は県内全域としております。

管理の目標としましては、人身被害の防止の他、国のガイドラインの個体数水準 4（安定存続地域個体群）を維持しながら加害個体を選別して捕獲するという個体数管理と、被害の防除として農業被害、林業被害の提言を目標に設定しております。

改正概要は、捕獲を通じた人身被害の防止を目的とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため必要な事項を定めるものです。

「資料 2」の「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表」を御覧ください。改正箇所を下線を引いております。

今回の指定管理鳥獣捕獲等事業に関する内容の追加としましては、項目 7 の「管理の実施」の部分に追加させていただきます。(1) の個体数管理におきましては、指定管理鳥獣捕獲を実施する旨を追記しております。また、項目として右の部分に「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項」として追加させていただきます。

指定管理鳥獣捕獲事業の目的は、捕獲を通じた被害の防止を目的として実施する旨を定めております。実施期間につきましては、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めることとし、原則として期間 1 年以内と毎年度の更新を想定しております。実施区域につきましては宮城県内全域となりますが、毎年、実施期間ごとに市町村と調整の上で定めることとしたいと考えております。

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標につきましては、ツキノワグマの人身被害等の防止を図るため、人の生活圏周辺の緩衝地帯において、その行動圏や出没状況を調査し、人に危害を加えたり経済的な損失を発生させたりする恐れのある問題個体を特定した上で、捕獲を行うという形で捕獲数を設定したいと考えております。あくまで問題個体の捕獲という観点であり、ここで目標捕獲数を定めるものではないと考えております。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価につきましては、実施期間が終了した時に、事業の目標の達成度や効果、妥当性等について評価検証を行うと定めております。

また、評価の妥当性につきましては、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及び同委員会のツキノワグマ部会の意見を聴いた上で、指定管理鳥獣事業の評価報告書を作成し、県の自然保護課ホームページで公表することとしております。指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、宮城県とさせていただきます。

「資料 1」の方にお戻りください。3 の改正に至った経緯ですが、本県におきましても、市街地への出没や人身被害のリスク増加等が懸念される中、全国的にもツキノワグマの日常生活圏への出没が増加しており、昨年、令和 6 年 4 月に鳥獣保護管理法の省令が改正され、クマが指定管理鳥獣

に追加指定されました。この指定に伴い、環境省の交付金を活用し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が可能となりました。この実施の要件として、県の第二種特定鳥獣管理計画（本件で言いますとこの第四期宮城県ツキノワグマ管理計画）にその旨を規定する必要があるため、今回の改正に至ったものです。

続きまして裏面を御覧ください。改正に向けたスケジュールです。5月、6月に宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及びツキノワグマ部会の開催と、本日、自然環境保全審議会様に諮問をさせていただいております。こちらで諮問した内容を踏まえ、6月にパブリックコメントを実施し、最終的な計画の公表、改正計画の公表につきましては10月を目指し、改正に向けて事務処理を進めてまいります。

「資料3」につきましては、改正後の案となりますので、「資料2」の内容を反映させたものとなっております。今回、「資料3」の説明につきましては省略させていただきます。

以上が、議事（1）の内容です。よろしく御審議たまわりますようお願い申し上げます。

西村会長： それでは、ただ今の説明について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

早坂委員： 改正に向けたスケジュールのところで、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及びツキノワグマ部会の開催が終わった後、この審議会だと思っていたのですが、来週、特定鳥獣の会議があるということで、これは審議会の方が先行でよろしいのでしょうか。

事務局 a： こちらは事務局側の日程調整が十分に整っておりませんで、資料上は自然環境保全審議会の前にこの宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会とツキノワグマ部会を開催するという記載にしておりますが、調整の結果、自然環境保全審議会開催の後に、これらの委員会につきましては来週開催という形で調整をさせていただいております。日程調整が十分に整わず、前後してしまう形になりまして、大変申し訳ございませんでした。

なお、この後に宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会の方でいただいた御意見等につきましては、パブリックコメントの実施結果などと合わせまして、各自然環境保全審議会の委員の皆様、こういった御意見を頂戴しておりますということを共有させていただきたいと考えております。この度は日程調整に不備があり、大変申し訳ございませんでした。

西村会長： 今の説明はあまりよろしくないと思ったのですが、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及びツキノワグマ部会で出た意見をパブリックコメントと同じように扱うのはいかがなものでしょうか。

事務局 a： 大変失礼いたしました。パブリックコメントの実施結果につきましては、審議会の方に報告させていただく形にしておりますので、それと同じような形で、今回その評価委員会の方での意見を自然環境保全審議会の方に共有せず進めるのではなく、改めて委員会でいただいた御意見については御報告をさせていただく、何らかの形で共有させていただくということを考えております。

西村会長： なので、手続き的なところをまず整理していただけますか。委員会、部会があって、そこで議論し、審議会でも議論し、その関係性ですね。審議会でも議論してもし決めたとして、それをなぜ評価委員会や部会でさらに議論する必要があるのですか。日程調整の説明では納得しかねますので、少し整理していただけますか。

事務局 a: 承知いたしました。本来あるべき手順でない形で諮問をする形になってしまい、大変申し訳ございませんでした。

この議事（1）につきましては、本来の流れですと、委員御指摘のとおり、会長からも御指摘いただいたとおり、まずはクマ部会で議論いただき、その後評価委員会を開催させていただき、その後自然環境保全審議会にお諮りするという手順が本来あるべき手順でございました。今回このように準備させていただきましたが、議事（1）については、一旦まず来週のツキノワグマ部会及び評価委員会の方で審議いただいた後に、改めて自然環境保全審議会にお諮りさせていただきたいと存じます。申し訳ございませんでした。

西村会長: では基本的には、今までと同じように評価委員会あるいは部会を開催していただいた上で審議会という手順をしっかりと踏んでいただきたいと思います。その上で、もう話いただいておりますので、本日は審議で決定という議論はしませんが、委員の皆様から議論をいただくのと、この審議はメール審議が可能なのでしょうか。もしそうであれば、評価委員会・部会の意見を踏まえた結果につきまして、自然環境保全審議会にメールで諮るという手順でよろしいでしょうか。委員の皆様も大丈夫でしょうか。

それを前提として議論を続けさせていただきます。それでは、早坂委員、お願いいたします。

早坂委員: では、これはここでの決定ではなく、私が疑問に思っていることを参考意見として次の部会へ挙げていただくという理解でよろしいでしょうか。

それでは、資料3の10ページについてお伺いします。ウの（エ）、環境省は5月20日に改正鳥獣保護管理計画法の政令案を明らかにし、クマの緊急銃猟を自治体判断で可能としました。この括弧「エ」のところで、「人に危害を加えたり、経済的な損失を発生させる恐れのある個体を特定し」とありますが、誰が「恐れがある」と判断するのでしょうか。クマが怪しいから捕まえましょう、といったことにはならないのかという懸念があります。判断基準はどうなっているのか、またその判断基準の周知徹底の仕方、また、判定者は誰になるのかをお尋ねします。

事務局 a: まず、この指定管理鳥獣捕獲等事業につきましては、県が実施者となることを想定しております。この指定管理鳥獣捕獲事業実施の前提として、クマの生息状況等の調査を県の方で委託事業により実施し、その過程の中で問題個体を特定するというのを考えております。その意味でいきますと、判定は、実際の調査結果や専門家の御意見を伺いながら、県の方で問題個体の判定をさせていただきますことを想定しております。

緊急銃猟につきましては、今お話がありましたように、この指定管理鳥獣捕獲事業の内容とは別のものでございます。確かに、緊急銃猟も市街地で発生し、人に被害を加える恐れのある個体を市街地でも銃で捕獲できるようになる制度ではございますが、この事業につきましては、事前に問題のある個体を特定した上で捕獲するという事業として考えております。

緊急銃猟につきましては、その判断や実際に市街地で銃を撃つための基準等、現在、国の方でガイドラインを策定していると伺っております。最終的にはそのガイドラインに基づき、市町村長の判断で捕獲を行う制度となっております。

西村会長: 他に質問や御意見はございますか。

安達委員: この資料についてなのですが、資料が古すぎるというか、中身が古すぎるのではないかと感じました。35ページを見ていただくといいかと思いますが、令和2年とか令和3年ぐらいまでで止まっている。多分令和4、5年、そこら辺で環境が悪化して、クマが出始めているのではないかと思いますので、悪化した状態のデータが見れたら良かったと思いました。

事務局 a: 今回、計画を実際に作成したのが令和4年4月からスタートする計画で、令和3年度中に定めた計画全文となっており、資料が古くなっておりました。今いただいたような情報、特に県民の皆様が関心をお持ちになるような情報につきましては、県ホームページ等で公開しながら、皆様に情報発信できるように努めてまいりたいと考えております。

西村会長: 他に質問や御意見はございませんか。オンラインの辻委員どうぞ。

辻委員: 資料3の10ページ赤書き部分ですけれども、文面を確認させてください。(イ)実施期間ですが、これだと、計画内で1年以内と読めるのですが、5年の計画期間中におそらく年度ごとにやるということですよ。ちょっとそのあたりが分かりづらいです。

事務局 a: 少し聞き取れなかったのですが、御指摘のとおり、この実施期間は、管理計画の計画期間内で定めて、1年以内の期間で定めた上で、毎年度実施するような想定で考えておりました。この書きぶりだと確かに、5年計画の中で1年しかやらないのではないかと読めるのではないかという御指摘でよろしかったでしょうか。

辻委員: はい、そうです。

事務局 a: 書きぶりにつきましては、今いただいた御意見を踏まえ、来週の部会と評価委員会にこの修正案などもお示ししながら議論いただきたいと思います。

西村会長: 他に質問や御意見はございませんでしょうか。

早坂委員: 資料3の11ページ、エの「捕獲数の管理」という個体数管理について伺います。個体数管理と言いますが、これは「多い」とか「少ない」という適正個体数の判断はどなたがなさるのでしょうか。「何頭なら良い」と誰が考えるのか、お聞かせください。

というのも、九州ではツキノワグマがすでに絶滅しております。四国4県でツキノワグマが何頭いるか皆さんご存知ですか。全体で20頭です。もうほとんど絶滅状態です。それで、現在四国では官民一体となって、「しこくまワークショップ」という国際自然保護連合(IUCN)と連携して保全計画を作っております。

東北や北海道では一部の人的被害にスポットを当て、センセーショナルな報道がなされているように思えることが多いのですが、そういう世の中の風潮が後押しした形で過度な捕獲や殺処分に傾くことのないようにしていただきたいと思います。個体数管理の基準と方法、その方法論をお聞かせください。

事務局 a: まず、こちらの捕獲数の管理の部分につきましては、具体的に県としまして何頭以内とか何頭以上を目標にするという形で明確に頭数を1のくらいの単位で設定しているものではございません。しかし、国の方のガイドラインで、先ほど「資料1」の方でも触れさせていただきましたが、「個体数水準4」という「安定存続地域個体群」に本県の場合ですと該当し、こちらの成獣の個体数につきましては大体800頭程度以上というのが、個体数の水準として国の方から示されているところですが、したがって、少なくともこの800頭程度以上の水準は県として維持していきましようという形で管理計画を定めさせていただいております。

委員御懸念のとおり、実際に今回、指定管理鳥獣に追加指定されて、クマがイノシシやニホンジカと同じように捕獲するようになるのではないかとイメージされていることが多いと、私どもも認識しておりますが、今回あくまでも指定管理鳥獣の追加に伴い、その捕獲ができるようにする記述をさせていただいているものです。これまでと同様に、計画の本体というか目的の一番大事なところ

ろである個体数の維持と人身被害防止の両立につきましては、今回の改正で変えているものではございません。

ですので、この個体数の維持自体は、これまでと同様に継続して取り組んでいきたいと考えております。実際にその個体数を管理するにあたっては、捕獲数の情報なども管理させていただきつつ、まずは従前の被害防止のための追い払い等を行った上で、それでも効果がない場合に有害捕獲を行うこと、そして今回追加された、調査をした上で、この個体は人に危害を加える恐れのある問題個体だと特定したもののみを捕獲するという点が追加になったところです。ここは繰り返しますが、調査をした上で特定できたものを捕獲するということで、多くの数を捕獲することは想定しておりません。こういった形で、個体数の維持につきましては引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ツキノワグマと人とが共生する社会の構築を目指すということは、これまでどおり目指していくものであり、御理解をいただければと思います。

早坂委員： ぜひお願いします。

西村会長： 他に質問や御意見はございませんでしょうか。

安達委員： 人に危害を加えるクマを殺すということの認識でいます。そういう場になった時に襲われている人を助けるために撃つということは分かる気がするのですが、クマを見たら殺すみたいな感じで民家の近くにいるクマをそうやっていくと、人にもしかしたら当たるリスクが多くなるのではないかと思います。そこら辺はいかがでしょうか。

事務局 a： クマにつきましては、基本的に本県の場合ですと、特に山林に多くいる状況でございますが、一方で、住宅地の開発造成などもあり、実際に人とクマとの境目、つまり人の生活圏とクマの活動圏が近づいているところは確かにあると考えております。しかし、クマを見かけたからといってすぐに捕獲する、という考えではございません。

実際に調査をする中で、どうしても人里の方に降りてきてしまうクマ、例えば柿の木や栗の木の実を求めて何度もやってくるクマなど、木を切るなどの対策をとっても、どうしても人里においてきてしまうクマなど人に危害を加えるリスクを排除できないような個体などに限定することを考えております。現状、今回の調査をする中で、実際に人里の近くにいるクマがいるということだけをもって捕獲するというようなことは現時点では考えておりません。

事務局 b： 補足なのですが、捕獲というのが必ず「殺す」というわけではなく、例えば麻酔銃や箱わななどで捕獲できる状態であれば、そういった形で捕獲した上で奥山に放獣するということも含めております。

先ほどお話がありましたように、「どうしても」という時は、やむなしの場合がありますが、まず市街地で銃猟を行うということはそれだけで危険性を伴い、周辺環境も関係してきますので、その他の手段を使わないわけではなく、最終的に、つまり条件が整ってやむを得ない場合に、そういった方法もできるという形で考えております。

西村会長： 他に質問や御意見はございませんでしょうか。

鈴木委員： 13ページの記載になるかと思いますが、「普及啓発」の部分が少し気になりました。

この計画の一番最初の目的のところ、「長期にわたる安定的な維持と被害の軽減を図る。その上で人とツキノワグマの共存社会の構築を目指す」と書いてあります。そして13ページには、啓発が大事であるという記載がいくつか見られますが、実際の啓発のところインターネットと各種媒

体、それから入山者に対する啓発にとどまっておりましたので、もう少し具体的に、何か新しい啓発の方法を考えていらっしゃるのかお伺いします。

キャンプの記載がどこかにあったかと思いますが、一人キャンプが流行し、あまり知識のない方が気軽に山に入るケースがととも増えていると私も聞いております。であるならば、そういう方にも目につくように、例えばビジターセンターであったり、県内のアウトドアブランドと一緒に、用品を買う場所でクマ対策の情報を提示するといった新しい動きはできないものかと思いつきながら、本日参加させていただきました。その辺りの普及啓発の部分で、これまでと違う発信のあり方について何か考えていらっしゃるようでしたらお伺いしたいと思っております。

事務局 a: クマの被害防止対策の部分につきましては、記載のとおり、主にインターネット等の各種媒体を通じての周知が中心となっております。最近では、Facebook や X なども活用させていただきながら、県の方で発信している目撃情報や、季節ごとのクマの特性なども情報発信させていただいております。また、件数自体は少ないのですが、クマの被害防止対策に向けたお話をさせていただく場を設けさせていただくということも行っております。細かい数や実績につきましては取りまとめきれませんが、そういったことにも取り組んでおります。

今ご指摘いただいたような形で、実際に注意していただきたい方へ、県の地域に関する情報が届くような方策につきましては、今いただいたお話も参考にさせていただきながら、引き続き検討、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

西村会長: 他に質問や御意見はございましたらお願いします。

早坂委員: 今の話を聞いていて思い出したのですが、この13ページの「人身被害防除」と、また15ページの(4)「生息環境の保全・整備」にも関わると思うのですが、生息環境の保全・整備ということでは、今の5月から7月はクマの繁殖期にあたります。その行動範囲が広がる傾向にある時期です。最近アーバンベアが問題になっておりますが、まずこの時期を重視してクマとの接触の機会を減らす、という方法は無いのかなど。ただ、人の活動したい時期でもありますので、その兼ね合いがなかなか難しいとは思っております。

例えば、アーバンベアにつながる餌となる生ゴミや食料などを放置しないことは徹底していただきたい。それは県と民間が一体となってやるべきだと思います。ポータルサイトで流しました、という形ではなく。そして、最近流行りの、先ほど鈴木委員がおっしゃったような一人キャンプやグランピング、あとは「樹木葬」のようなものも問題だと私は思っています。山の奥の広いところにお供え物をしたりして、そこにニホンザルやクマ、また他の鳥獣が来ているという話も聞きますので、それも合わせて対策をするべきではないか、と以前から思っておりました。

もう一つ、県の推奨している再生エネルギーについてですが、その設置場所は大体水源地の近くであったり、クマが生息するような奥山が対象になっているところが多いです。そこで大規模開発されてしまうと、クマの生息域が分断されたりして、クマもどうしていいかわからない状態になってしまうのではないかと心配になります。しかし、開発主体は海外の企業(カナダなど)や九州電力、関西電力など我々とは直接関係のないところがどんどん開発しています。県はこういう実態についてどのようなお考えをお持ちなのでしょう。

開発と環境保全は両輪だと思うのですが、それに関わる部局間の横の連絡や相互理解、共通認識など県ではなさっているのでしょうか。お答えできる範囲でお願いします。

事務局 a: 前段のクマの特性や5月～7月の出没時期について、そして県と民間が一体となった普及啓発、注意喚起の部分について御説明させていただきます。

現状、県側ではこの計画に記載のとおり部分で、インターネットとかポータルサイト、SNSへの掲載といったところが、現状の対策として大きな部分を占めております。昨年度あたりから実際

にさらにクマの特性に踏み込んで、委員ご指摘のとおり、この5月、7月は特に山にも入れるようになりますし、キャンプも始まり、夏に向けてどんどん人がクマの生息圏に入り込むタイミングになります。そしてクマの方も、委員御指摘のとおり、実際に繁殖期だったり、餌を求めて活動範囲を広げていく時期であり、お互いの活動範囲がぶつかるようになってくるタイミングです。そういった話なども周知させていただく内容の中には入れさせていただきながら、また、こちらも御指摘いただきましたが、生ゴミや山に入っていく時に持っていったものをきちんと持ち帰るといったことも周知させていただいております。

しかし、それはどちらかというとうどうしても県からの発信となっておりますので、御指摘にあったような県と民間が一体となった取り組みなどにつきましては、他の県で取り組まれている事例なども参考にしながら、どういったことができるのか、そしてその効果が高いものを検討してまいりたい。

事務局 c: 再生可能エネルギーの関係については、部内関係課で集まり、横の情報の連携を取り対応しているところでございます。特に、大規模開発の関係については、環境アセスの方が絡んでくると思いますが、そちらの方との連携は、委員御指摘のような話についても我々の方から意見を述べていく形にしていきたいと思っております。

また、その中で、どうしても横の連携の方は開発に関する内容について、関係法令についての話が多いのですが、あとは、県の方でやっている新税の関係で地域住民との理解を得ながら進めているところなのですが、このような動物の関係は特にそこで含まれていないということもございますので、それについては、我々の方から、関係課が集まった時の会議等で、逐次意見を述べていく形にしていきたいと思っております。

早坂委員: ぜひお願いしたいと思えます。

西村会長: そうですね。私からもぜひお願いしたいですし、再生可能エネルギーを展開するのは環境のためではありますが、もう一つ、温暖化対策と合わせて、この生物多様性の方が非常に大事ですので、ぜひ関係部局の方々に働きかけていただければと思います。

他に御質問、御意見はございますか。

大山委員: 15ページ(4)「奥山における広葉樹林の造成」についての御説明なのですが、国では「緑の回廊」ということで推進しているところです。県としての取り組みとして奥山における広葉樹林の造成が書かれているのですが、それはどのような手法でやっているのでしょうか。例えば地域の生物多様性に配慮し、その地域の遺伝子を温存するようなやり方、また、その立地も配慮した、立地に応じた造林方法が大切だと思います。遠方から苗木を持ってくるといったことは極力行わないようにしたいと思うのですが、具体的にはどのようにされているのかお伺いします。

事務局 c: 奥山における広葉樹林造成についての御質問ですが、県の方針として、市町村森林計画では市町村が立てる計画ですが、県も同様に、基本的には現段階で伐採跡地の広葉樹林化は、人工造林に適さないところは広葉樹林化を図りましょうという流れの中で、広葉樹の植栽等も行っております。

植える苗木につきましては、林業種苗法という法律があり、遠くから持ってきた苗木を植えるという形ではできないような仕組みになっています。我々も、できれば在来種、地元の樹をなるべく使うという方針で、植栽等を進めておりますので、極力地元のものを、地元の樹が使えるような形で植栽も進めていければと思っております。

大山委員： その際に、苗木は地元産をどこから生産しているのですか。それとも採取してきて、苗木にするとか、色々な手法があると思うのですが。

事務局 C： 県内にも苗木を作っている種苗生産者の方がおまして、苗木の需給調整会議というようなものやっております。その中でどのくらいの苗木があるかというのを調整させていただき、基本的には地元のものを使う方針です。

ただ、種類によっては完全に県内産というわけにはいかないものもございまして、他県から持ってくるものもございまして、ある程度の地域区分の中で苗木の流通を行っている形になるかと思えます。

西村会長： 他に御質問や御意見はございますでしょうか。

安達委員： 先ほどの電力開発のことについてですが、宮城生協でも秋田の方に風力発電、丸森の方に太陽光発電があり、いわき市にもあります。山を開発してこれらを設置することになったのは、元々SDGsの一環ということで、企業が自分の使用する電力は自分で賄いなさいという国際的な指示があり、環境省も応援している事業となっています。結局は、環境にとって良かったのか悪かったのか、と私は思っております。

それで景観が悪くなったり、動物が追いやられたりしているのかなと思っております。企業が100%自社で使う電力を賄う、まだそれでも足りない、そうやって作っていくと、どんどん動植物がもっと悪い環境になり、クマも出没するという感じになっていくと思います。元々そういうSDGsの取り組みが間違っているのではないかと私は思っており、再生可能エネルギーは必要ですが、100%賄うという無理さが引っかけりとなっております。

もう一つ、クマを捕獲した後の肉の扱いについても記載がありました。放射性セシウムについて東日本大震災で放射性セシウムが体内にたくさんある個体に関して、全頭確認とありますが、それは本当に可能なのか。あと、国の基準値の信用がないというか、震災後に基準を上げたところもあったので、その基準が本当に人体にとって大丈夫なのか、安全性はどうなのか、というところで質問します。

事務局 a： 今、委員が指摘されたのは、捕獲個体の利活用について、資料3の12ページ以降に記載している部分かと思えます。まず、現状としまして、状況自体は現在も変わらず、福島第一原発事故の影響で放射性セシウムが検出されたことで、出荷制限が指示されており、県内全域を対象に現在も継続しております。

そのため、ツキノワグマも、基準値を超える数値が測定される間は流通させられない状況であるが、ということで全頭検査を行い、問題がないものに限って出荷制限を一部解除することも可能である、とあります。県内の実績としまして、今、ツキノワグマの捕獲した固体から肉を流通させるような事業者はおらず、全頭検査を行う施設を整備してというところは現状ございません。そのため、県内のもので肉が流通されていることはないという点をご理解いただければと思います。

基準の部分、安全性につきましては、担当部局は異なりますので恐縮ですが、随時、当課の方でも野生の捕獲された肉のモニタリング調査などを行い、安全安心の部分で情報発信を随時させていただきたいと考えております。

西村会長： 再生可能エネルギーとのバランスについては、大変重要な御意見と思えます。この自然環境保全審議会としては、広く環境と捉えれば脱炭素はとても大事ですが、しかし環境審議会の所掌する事項としては、やはり生物多様性がさらに重要だということで、ここに出された意見についてはしっかりと受け止めていただきたいと思います。

やはり全てバランスだと思います。何事もやりすぎるとうまくいかなくなる可能性が高いので、この前も、風力発電の羽根が折れて人が亡くなりましたが、維持管理など様々なことを考えますと、あまり簡単に建設をどんどん進めていくと、廃棄物問題など様々なものがこれから懸念されてきますので、ここはしっかりとバランスをとってやっていただくことがとても大事で、生物多様性の方も行政で積極的な対応もお願いしたいと思います。

他に御質問や御意見はございますでしょうか。

大越委員： 今日、本当にすごい勢いで人間社会と地球の環境の変化が著しく、社会のニーズの変化も非常に大きいと感じています。そのような中で、自然環境と人間との関わりについて考えるとき、先ほど委員の方からも御指摘がありましたが、ここに示されているデータ全てが令和2年度までのデータであり、やはりこれは不十分だと強く感じています。改めて再度指摘しておきたいと思っています。過去の資料はもちろん必要ですが、今日のこの勢いを考えた時に、新しいデータを追加し、その上で議論することが大切だと思いました。

西村会長： この件に関しては本当に御指摘のとおりで、情報は最新のところまで是非、と思うのですが、多忙でなかなか対応しきれないというところもあるかと思っています。しかし、先ほどからお話しているように、この自然環境の保全はとても大事ですので、県の理解をいただいた上で、しっかりと対応できる体制を作っていただくことをお願いしたいと思います。

他に御質問や御意見はございませんでしょうか。

西村会長： まだ御意見があるかと思いますが、1時間ほど経過しました。まだ審議事項と報告事項がございますので、先に進ませていただきたいと思います。

ただし、この件で、先ほど最初に整理させていただきましたが、改めて今後の流れについて確認したいと思います。

本日は様々な御意見をいただき、審議会で議論しましたが、この後に評価委員会と部会を開催するというので、その意見を改めてメール等で結構ですのでフィードバックしていただき、審議会として了承をいただいた上でパブリックコメントを実施するという流れでよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様には、改めてメールでの審議をお願いしたいと思いますが、その間も、今、かなり後半、さらに深い議論をさせていただき、様々な意見があることを御承知いただいたと思います。本日は残念ながら欠席されている委員の方も多いため、皆様からも御意見をいただけるよう、今日の議論の過程をメモにでもしていただき、委員の方々にも共有していただけると大変ありがたいと思います。

色々と仕事を増やしましたが、是非よろしく申し上げます。メール審議につきましては、最終的には大変申し訳ございませんが、会長に最後御一任いただいてパブリックコメントを実施する、という形をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。すみません。少し強引な進行になっておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議事（2）県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について

西村会長： それでは次に、議事（2）「県指定鳥獣保護特別保護地区の更新について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 a： 資料4を御覧ください。

鳥獣保護区は鳥獣の保護を目的としており、具体的には、その区域は狩猟が禁止となる規制があり

ます。県内に94箇所あり、指定からの期間は20年間となっております。今回審議いただきます特別保護地区は箱囲みで記載しております。鳥獣保護区の中でも特に鳥獣の保護または鳥獣の生息域の保護を図るために必要があると認められた地域を鳥獣保護区特別保護地区に指定しており、県内には14箇所ございます。

特別保護地区は、通常の鳥獣保護区と同様に狩猟が禁止されることに加え、工作物の新築や水面の埋め立て、木竹の伐採などを行う場合には、指定権者である国や県への申請が必要となる制度です。

今年度の更新対象は（1）栗駒鳥獣保護区特別保護地区、（2）翁倉山鳥獣保護区特別保護地区（3）金華山鳥獣保護区特別保護地区 の3地区です。

2の鳥獣保護特別保護地区の指定内容については、詳細はこの後お示しする「計画書」で説明いたしますが、全て今年の11月から20年間の指定となっており、面積等に変更がなく、更新理由についても指定当時の理由から大きな変更がないものとなっております。

2ページを御覧ください。3の鳥獣保護地区特別保護地区の更新手続きについては、現在（4）の審議会への諮問が本日のこの自然環境保全審議会でございます。答申後に、10月末までに県の公報に告示させていただき、手続きが完了となります。（2）の指針案の縦覧、（3）公聴会開催は、この後、4及び5で説明いたします。

4の縦覧結果については、計画書等を5月1日から5月22日までの間、公開しておりましたが（3）のとおり、期間中の意見提出の実績はございませんでした。

5の公聴会開催結果については、5月23日に栗原合同庁舎と石巻合同庁舎において、利害関係人等を公述人として呼びし、開催させていただきました。開催場所、開催結果は3ページを御覧ください。翁倉山特別保護地区において、公述人である河北警察署から「該当地区での事件事故等の相談・把握はなく、賛否について意見はありません。」ということで非回答が1件ありましたが、それ を除いて全ての公述人から賛成をいただいております。

次に、計画案について、4ページをお開きください。栗駒鳥獣保護区特別保護地区の更新計画書について、1名称「栗駒鳥獣保護区（特別保護地区）」、2所在地「栗原市栗駒地内」、3の区域については記載のとおりです。こちらは昨年度少し御指摘いただいたところですが、書きぶりはこのようになっております。分かりづらくて申し訳ありません。

詳細については、7ページに図面を載せておりますので、カラーの資料を御覧ください。こちらで、赤線で囲った網掛け部分が特別保護地区となります。栗駒地内のものとなっております。

4ページにお戻りください。

4の存続期間は、令和7年11月1日から令和27年10月31日までの20年間の指定となっております。こちらは更新後の期間となります。一番初めに栗駒鳥獣保護区特別保護地区として指定したのは昭和50年で、以来継続しているところです。

5の指定区分については「大規模生息地」となっており、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、多様な鳥獣層の保護を図ることを目的とした指定区分となっております。

6の更新理由については、指定当初から理由に大きな変更はございませんが、栗駒鳥獣保護区特別保護地区については、県内でも最多雪地帯であり積雪量も多いということで、昭和43年から栗駒国定公園特別保護地区にも指定され、豊かな自然が維持されております。大型鳥獣や高山地帯固有の鳥獣も生息しており、その生息域を保護するため、再度存続期間の延長を検討させていただくものです。

7と8については説明を割愛させていただき、9の「当該区域内における鳥獣生息状況」でございますが、6ページの（2）「鳥獣の生息状況」で、特に下線が引かれている鳥獣については、天然記念物や国のレッドリスト、または県のレッドデータブックに記載されている鳥獣に下線を引かせていただいております。

10と11についても説明を割愛させていただきます。

続きまして、翁倉山鳥獣保護区特別保護地区について御説明させていただきます。8ページをお開きください。

1名称「翁倉山鳥獣保護区特別保護地区」、2所在地「石巻市」、3の区域については、こちらでも記載のとおりです。詳細については、11ページのカラーの資料の方でお示しさせていただいております。赤線で引かれているところは翁倉山の鳥獣保護区で、その内側にオレンジ色に着色している部分が特別保護地区となっております。

8ページにお戻りください。

4の存続期間については、こちらと同じように令和7年11月からの20年間の指定です。この地区の指定を一番最初に行ったのは昭和40年で、以来継続しております。

5の指定区分については「希少鳥獣生息地」でございまして、環境省または県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣の保護を図ることを目的としたものとなっております。本地域は、この後指定理由にも記載がありますが、イヌワシの繁殖地として保護を図るものとなっております。

6の更新理由については、当該地区は天然記念物であるイヌワシの繁殖が本県で初めて確認された地域であり、現在もその生息が確認されているということで、希少鳥類の生息地として重要な地域となっていること、また、近年ではクマタカの生息も確認されており、その生息地としても重要であり、他の森林鳥獣にとっても良好な環境であることから、再度存続期間の延長を検討させていただくものです。

こちら7、8については説明を割愛させていただき、9「当該区域内における鳥獣生息状況」について御説明いたします。10ページの(2)で、具体の鳥獣の生息状況、種別の記載をしております。イヌワシ、オオタカ、ハヤブサ、アオバズクなど記載をしておりますが、こちらの(2)の鳥類のところで、先ほど理由のところでも記載させていただいたクマタカが漏れておりました。大変失礼いたしました。この鳥類のところにイヌワシ、オオタカの記載があるのですが、クマタカが漏れておりましたので、こちら、修正訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

こちら10、11につきましても説明を割愛させていただきます。

最後に金華山鳥獣保護区特別保護地区について御説明します。12ページを御覧ください。

1名称「金華山鳥獣保護区特別保護地区」、2所在地「石巻市」、3「区域」については、金華山(島)の区域ということで15ページにカラーの資料を付けておりますが、赤線で囲った島全部が特別保護地区となっております。

12ページにお戻りください。4の存続期間は、こちら令和7年11月からの20年間です。一番最初の指定は昭和50年で、以来継続となっております。

5の指定区分は「希少鳥獣生息地」でございまして、こちらはこの地域のニホンザルが国及び県のレッドリストにおいて絶滅の恐れのある地域個体群となっており、その保護を図るものとなっております。

6の更新理由については、三陸復興国立公園特別地域に指定されていること、豊かな植生による多様な鳥獣相が見られ、鳥獣の生育環境が良好に保たれていること、また金華山のニホンザルが宮城県レッドリスト2024の中で絶滅のおそれのある地域個体群に区分されていること、そしてニホンジカの集団生息地としても貴重な地域であることから、再度存続期間の延長を検討するものです。

9の「当該区域内における鳥獣生息状況」の方に飛びまして、13ページから14ページにかけて記載させていただいております。(2)が鳥獣の生息状況ということで、オオタカ、オジロワシ、オオワシなどを記載させていただいております。この資料の鳥類の中で、ミサゴの下線が漏れ

ておりました。大変失礼いたしました。ミサゴも下線対象の鳥類となっております。資料の確認が不十分で大変申し訳ございませんでした。

こちらも10、11について、説明を割愛させていただきます。

以上が、議事(2)の内容となります。よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

西村会長： それではただ今の説明につきまして、御質問や御意見をお願いいたします。

小林委員： それぞれの特別保護区の9番(2)「鳥獣の生息状況」ですが、例えば6ページに、キジバトとかウグイスとかホオジロとかよく見かけるものを書いてあるわけですけども、特別鳥獣保護区として名を連ねる資料に、一般的に普通に見られるものが含まれていて、少し違和感を持ちました。それは他の2つの箇所でも同様です。

そこでお聞きしたいのは、何らかのデータをもとにこの資料を作成したと思うのですが、いつ、誰が調査したデータなのか、その辺りよろしければお示しいただけたらと思います。

事務局 a： こちらは、各鳥獣保護区特別保護地区を所管する振興事務所のほうで、文献調査などにより生息が確認されているものを記載しているのと、また、県の方でレッドデータブックの更新にあたり調査を行っている調査結果などを元に、これらの鳥類、獣類を記載しているところです。

小林委員： 多分かなり古いものを扱っているのかなという風に思いますけれど、感じとしては先ほど言ったような感じを受けます。特別鳥獣保護区として、計画書を作成するにあたって、普通に見られる鳥も、もちろん良いわけですが、こういった資料として載せるのに個人的に違和感を持ちました。どうにかしてほしいということではありません。きちんとしたものがあるのであれば、それで結構です。

事務局 a： 御意見を受け止めさせていただきます。今後、記載内容については、委員御指摘のとおり特別保護地区の書類としてどうなのかという点については、これまでの計画の策定の経緯もありますので、改めて精査、検討させていただきたいと思います。

飯島委員： 今の質問と少し被るところがあるのですが、私も勉強不足なのですが、特別保護地区ということなので、普通の保護地区とは違うのだらうなどは分かりますが、その維持管理に関する事項で、案内板0本とか書いていなかったりしますが、そもそも制札とか案内板とか一体何のために設置しているのかな。特別地区なのだから特別な目的で何かしているのだらうとは思いますが、これが0本というのが「特別」と言って良いのかという点が少し気になります。

また、項目10のところ「必要な施設を設置する」とありますが、今回更新するということなので、今まで20年間やってきたことを総括しなきゃいけないと考えると、この20年間で必要な施設を設置してきた実績はあるのでしょうか。もしやっていないのであれば、更新する時に、これからは必要な施設がどのようなもので、どのように設置していくのか教えていただければ参考になるかと思っておりますのでお伺いします。

事務局 a： 案内板等の設置については、実際に、申し訳ございませんが、現状、特別保護地区の中には案内板等がない場所もございます。ただ、鳥獣保護区として特別保護地区よりも大きな範囲を設定している部分については、特別保護地区に該当しない部分の保護区の方に制札等々立てている場合はこちらにカウントされていないという状況でございました。

項目10の鳥獣保護管理法第32条の規定による補償に関する事項については、県側で鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置する場合の損失を補償するという規定になっております。この3地区については、この規定に基づいて県側で必要な施設を設置したという実績はございませんでした。報告漏れがあり申し訳ございませんでした。

西村会長：他に御質問、御意見はございますか。

早坂委員：今のことに関して追加でお聞きしたいのですが、制札がない、案内板もないと、そうすると「ここから特別保護地区ですよ」ということが皆さん分からないのではないですか。分かる人だけが狩猟をするということでしょうか。「ここから保護地区ですよ」というのはお示しになった方がよいのではないのでしょうか。これから先も制札はお立てにならないのかどうかお聞かせください。

事務局 a：私の説明が至らず申し訳ございませんでした。現状、委員御指摘のとおり「ここから特別保護地区だよ」ということが全く分からない部分があるということは十分認識しております。順次、制札、案内については更新させていただいており、その過程の中で、ないところについては、早く解消できるように更新の順番などを整理しながら、より分かりやすい形で御案内できるよう努めてまいりたいと思います。

西村会長：今、議論をしていただきましたが、少し逆に分からなくなってきたのですが、今回の特別保護地区の更新について、例えば11番、維持管理に関する事項で、6ページの記載にある「制札2本、案内板0本」と、現状がこうだということですね。今の答えは、増やす必要があるだろうというようなことなのですが、それがこの更新について、どのような形で反映されるのか、分かった方がよいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

事務局 a：現状としましては、この維持管理に関する事項の案内板・制札については、現状のところを記載させていただいております。案内板がゼロ等のところについても、今後、更新等に合わせて整備を検討させていただきたいと思いますが、現時点で「何年度までに何本にする」という見通しは立てられていない状態ですので、現時点での数字として計画書に書かせていただいた上で、お諮りさせていただきたいと考えております。

西村会長：それでしたら、少なくともこの現時点でこのような状況だということが分かるようにしていただいて、それでいいのかどうかというのは別で、今回の議論の議事録に残していただくことも必要かと思いますが、更新についての議論をするためには、もう少し積極的な計画が分かるような形で検討していただけるとありがたいです。

また、先ほど「情報が古いのではないか」という議論が最初の議題でもありましたが、どのような情報を踏まえてここに記載されているのか、というのもあった方がよいかと思います。1年前と10年前ではだいぶ違うわけですから。そういった資料の作り込みに関しては、ぜひ工夫していただく必要があるかと思います。

他に御質問、御意見はございませんでしょうか。

飯島委員：さっきの皆さんの意見とは少し反してしまうのですが、私は案内板とか制札とかをわざわざ付けるのはあまりよろしくないのかなと思っています。何でも付ければ良いというものではなく、何のために設置するのかをよく考えて設置してもらわないと、例えば林道の入り口にやたらと看板がごちゃごちゃあって、非常に分かりにくいし、多分注意が向かないと思います。

だから、もし設置するならば、もちろん検討はされると思いますが、必要なものを必要な場所に設置していただくと、単純に予算があるから設置するというのではなく、効果的で適切な場所に設置してほしいとお願いしたいです。

事務局 a: 現状、目に見える形で制札や案内板があるのが望ましいと思いますが、御指摘のとおり注意が向かないようなところに置いても意味がないので、そこは精査させていただきます。県も予算が潤沢にあるわけではありませんので、少ない数で効果的に、というところは意識してまいりたいと思います。

また、実際に紙の上だと分かりづらいとは思いますが、鳥獣保護特別地区の位置図を作成し公表しておりますので、そういったものと合わせながら、ここが鳥獣保護特別地区であるということを県民の皆様にご案内できるよう努めてまいります。

西村会長: ぜひ設置状況、写真などでも確認したいですね。ぜひ、今後の審議の際、情報として提供いただければと思います。

他に御質問、御意見はございませんでしょうか。

西村会長: そうしましたら、これは審議事項でございます。少し資料の修正が何箇所かございましたので、改めて確認の上で、御異議がないかどうかを確認したいと思います。よろしいでしょうか。あるいは、メール審議と一緒に諮りますか。特に先ほどの鳥獣の生息状況などは気になりますが、かと言って、時間がない中で、適切に修正できるのかというのともわかりませんが。

事務局 a: 一応、こちらの3地区の計画案については、これまで縦覧や公聴会なども開催させていただいております。先ほど私から御説明しました明らかな間違い、つまり下線の漏れや説明上記載があるのに生息状況に記載がないといった明らかな誤りにつきましては、補正をさせていただきたいと存じます。

一方で、鳥獣の生息状況の部分について、「現状と乖離があるのではないか」という御指摘は受け取りつつも、現状は明らかな誤りのみを補正させていただく形でお諮りできないかを御相談させていただきたいです。

西村会長: それでしたら、もう一度、委員の皆様にご確認していただきたいので、もう一度修正をお願いできますか。

事務局 a: 承知いたしました。修正をさせていただきます。

西村会長: いや、口頭で結構ですが。

事務局 a: まず、10ページの(2)鳥獣の生息状況のイの鳥類ですが、こちらの中にクマタカが漏れておりましたので、クマタカを追加いただきます。

小林委員: 順番もお願いします。どこに入れるか。

事務局 a: イヌワシ、オオタカ、ハヤブサの後にクマタカを追加いただければと思います。

大山委員: 合わせて下線も入れていただけたらと思います。クマタカに。

事務局 a: はい、クマタカは追加していただくとともに、下線もお願いします。

続きまして、14ページの鳥類のオオタカ、オジロワシ、オオワシの次のミサゴに下線をお願いします。修正箇所は以上でございます。

西村会長： ひとつ気になったのが、なにか横棒が面積に引かれています。

12ページの7の(1)のその他

事務局 a： 会長から御指摘のありましたとおり、こちらは、その他3ヘクタールを事務処理の過程で見え消しのものをそのまま残してしまっている状態でした。この取り消し線がついている「3ヘクタール」を計画書案の中から削除させていただきます。申し訳ございませんでした。

西村会長： 見え消しの部分を全部消してよろしいですね。

事務局 a： はい。

小林委員： 修正いただいて分かりましたが、先ほど順番とどこに入りますかと質問したのですが、例えば6ページと10ページと14ページに鳥類の生息状況が、猛禽のオオタカ、クマタカが出てきますが、6ページだと後ろの方に出てきたり、10ページだと前の方に出てきたりというように、その順番が何を基準に並べられているのか、少し見にくい、統一性がないなと思いました。鳥類分類のリストに基づくのか、あるいは希少性のあるものを最初に持ってくるのか、基準を持って並べた方が良いのではないかと思いました。

事務局 a： 御指摘ありがとうございます。そこはこれまで整っていなかった部分でしたので、今後、基準を設定し、わかりやすい計画書となるよう努めてまいります。

西村会長： ということで、まだ資料は完全に修正できていないところがございますが、修正を施すことを前提として、お諮りしたいと思います。また、修正後の資料については、一度委員の皆様へ御確認いただければと思います。

それを前提といたしますが、この「県指定鳥獣保護特別保護地区の更新について」の原案、つまり修正をした原案を了承し、知事に答申することについてよろしいでしょうか。しっかりと修正していただくことが前提でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はこれで終了させていただき、報告に移らせていただきます。

4 報 告

報告(1)宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂について

西村会長： 次第4の報告でございます。1番は「宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂について」事務局から報告をお願いいたします。

事務局 d： 宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂について御報告いたします。

資料5、資料6及び関連資料を配布しております。資料5「宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂の概要」を御覧ください。

昨年度、5月と10月に開催したこちらの審議会において、本改訂の検討経過を報告させていただいたが、本日は、その後に実施したパブリックコメントの御意見や、生物多様性地域戦略推進会議での最終案協議を踏まえ、先月本計画を改訂しましたので、その内容について御報告いたします。昨年度の御報告と一部重複しますが、資料5に沿って改めて御説明いたします。

1 ページ上段左の「1 基本的事項」を御覧ください。(1)「計画の位置づけ」ですが、本計画は生物多様性基本法第13条に基づき、県が策定した法定計画で、本県における生物多様性の保全と、その持続的な利用に関する中長期的な考え方や具体的な取組を示したものです。

(2)「計画期間」は、2015年度から2034年度までの20年間です。

(3)「第2次改訂の趣旨」ですが、生物多様性国家戦略2023-2030においてネイチャーポジティブの実現が盛り込まれたことから、本県においても取組を促進するため、本計画を見直したものであります。資料にありますとおり、ネイチャーポジティブの実現には、これまでの自然環境保全の強化に加え、気候変動対策の促進や循環型社会への移行を同時に進めていく必要がございます。

資料上段右の「生物多様性をめぐる動向」につきましては、記載のとおりとなっておりますので説明は割愛させていただきます。

資料下段左の「3 宮城の生物多様性の現状と課題」ですが、本県においては本計画に基づき生物多様性の保全に関わる取組を進めてきており、改訂時に20の目標指標を設定し、これまで10の目標指標を達成、7つの目標指標は増加傾向と概ね順調に取組を進めているところです。

一方で、3つの目標指標は減少しております。具体的な達成状況については、関連資料として配布しております資料を御覧ください。

減少となったものは、指標7と13及び19です。具体的には、指標7「環境保全型農業取り組み面積」及び指標13「みやぎの環境にやさしい農産物認証表示制度取り組み面積」の減少がございます。こちらの減少の要因としましては、全国的に農地集約が進む反面、高齢化や担い手不足による労働力不足がございます。また環境の変容なども要因として考えられます。

指標19「体験学習（農林漁業）に取り組む小学校の割合」については、新型コロナウイルス感染症による学校行事の制限等により初期値は割り込んでおりますが、制限の緩和により徐々に回復してきております。

資料5の1ページ下段左の「課題」に戻ります。

今後はこれまでの自然環境の保全対策の強化に加え、気候変動対策や循環型社会への移行の政策との連携強化、生物多様性と調和・貢献する企業活動の推進等、総合的な対策が求められているところです。こうした現状を踏まえ、今回見直した主な変更点について、御説明します。

2ページ、裏面です。

「5 将来像・基本方針と基本的取組」の(1)「計画全体の体系図」について、本計画は左にある将来像として「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」を目指し、3つの基本方針と10の基本的取組で構成しております。今回の第2次改訂ではネイチャーポジティブの実現に向けて3つの基本方針の趣旨を拡充し、それを実施するための10の基本的取組について見直しております。現計画から今回見直した主な変更点に下線を引いておりますので、その点を中心に御説明いたします。

まず、基本方針Ⅰ「豊かな自然を守り育てる」では、「自然の回復を目指す」観点を拡充し、基本的取組1を「野生生物の保全・回復・適正管理」に、基本的取組2を「良好な自然環境の保全・再生・創出」と改め、施策の拡充を図っていくこととしております。

また、基本方針Ⅱ「豊かな自然の恵みを上手に使う」では、「生物多様性を基盤とした持続可能な社会への転換を目指す」観点を拡充し、基本的取組5を「ゼロカーボンや循環型社会と生物多様性が調和した生産・消費、ネイチャーポジティブ経済の実現」と改め、気候変動対策や循環型社会

への移行などの関連施策との連携強化、生物多様性と調和・貢献する企業活動の推進等について、新たに位置づけております。

さらに、基本的取り組み7を「自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取組の強化とグリーンインフラの活用」と改め、自然を活用した社会課題の解決に向けた取組を推進してまいります。

基本方針Ⅲ「豊かな自然を引き継ぐ」では、「県民一人ひとりが持続可能な生産・消費活動への理解を深め、行動する」観点を拡充し、そのためには人材育成が不可欠であるという視点から、基本的取組9を「豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成・環境教育の質の向上」と改め、若者がより良い社会を共に作り上げていく力を身につけるための施策等を進めていくこととしております。

これらの取組については、資料右側(2)「20の目標指標」にあるとおり指標を設定しております。今回の計画改訂にあたり、新たに目標指標として位置づけたものもございます。

例えば一番上の指標1として「伊豆沼・内沼における目標生物種の復元状況に関する指標」を位置づけております。伊豆沼・内沼では県及び公益財団法人伊豆沼・内沼環境保全財団が中心となり、失われた野生生物の種の復元や環境整備に取り組んでおります。そうしたことから、ネイチャーポジティブの推進にあたっては、こちらでの取組や知見を県内の活動に広めていきたいと考えております。

また、気候変動対策との連携を図るため、指標9として「森林等による二酸化炭素吸収量」を追加するなど、指標についても見直しをしております。

資料下段「6 推進体制」にありますとおり、本計画は宮城県生物多様性地域戦略推進会議において、学識経験者からの助言や関係団体との連携を図りながら取組を推進してまいります。個別事業の進捗状況につきましては年1回程度取りまとめ、本計画全体の進捗状況については、指標により点検、評価、公表を行ってまいります。この策定した計画本文については、県のホームページに全文を公表しております。

生物多様性を保全・回復するということは、将来にわたって持続発展させていく上で必要不可欠な取組でありますので、今後も関係機関と連携し、様々な施策に取り入れていくべき課題と考えております。委員の皆様におかれましても、今後も引き続き、御協力、御助言いただければ幸いです。報告事項1の説明は以上です。

西村会長： ただ今の報告につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

陶山委員： まだ考え方がまとまっていないので、ニュアンス的なことで申し訳ないのですが、コメントです。

この計画はよく考えられていると思いますが、今回のネイチャーポジティブの流れでもものすごく大事な考え方は、生物多様性が上がることで生態系サービスが向上し、生態系サービスが向上することで、それぞれの自然関連の機会とリスクに関わってきて、つまり、みんなが得をしたりリスクが減ったりする、だから、さらにそれが循環して「守りましょう」「保全しましょう」となる、という点がものすごく重要です。

読んでいて、「～しましょう」とか「～しちゃダメです」というニュアンスが少し感じられて、仕方ないのですが、それをできる限り避けることがすごく大事だと思います。

「得をしますよ」「みんなで得をしましょう」と、「リスクは減らし、機会を創出して、良い恵みを受けましょう」というニュアンスがものすごく大事だと思います。かと言ってどこを変えろと言えないのですが、そのニュアンス、語尾などで改善できるのではないかと思います。

具体的に言うと、「上手に使う」の2番目のところで「使いましょう」ではなくて、表現は悪いですが「得いましょう」とか、例えば、5番で言ったら、「これによって自然関連の機会を享受しましょう」とか、7番だったら「自然管理のリスクを軽減しましょう」とか、つまり「得をしましょう」というニュアンスにした方が、「また何かやらなきゃいけないの」といったイメージにならず、そうではない、というのが今世界的に動いている流れなので、そこを分かってもらうことが成功の鍵になるのではないかと思いました。ニュアンスでいいので、そういう方向で表現してもらえたらと思いました。

事務局 d: 計画の本文の中にも、古川黎明高校のスクールミーティングコラムなどもありましたが、そこでも環境問題の対策をするというのは、「生活水準が下がるとかマイナスなイメージがある」という指摘がありましたので、それをすることによって、自分たちの生活が豊かになる、委員がおっしゃるように「恵みを受ける」という考え方が伝わるようにしていきたいと思います。

陶山委員: 表現でいくつか「されてます」とあるのは、「されています」ではないか。

西村会長: はい。他に御質問や御意見はございませんでしょうか。

安達委員: コロナ明けに、環境が非常に悪化していることは皆さんも御存知だと思いますが、その原因を本当にみんなが分かっているのか、というところが疑問です。

100年以上前はカーボンニュートラルで良かったかもしれませんが、この100年というのは石油と石炭、そして電気、そういうエネルギーの利用が非常に増え、電気があるから24時間人間が活動できるという状況です。30年ほど前までは、日本の裏側で車を使っていないところが車を使ったり、電力のないところに電力ができたり、そうやって地球全体がエネルギーを本当に今マックスで動かしているため、温暖化が進んでしまっているのではないかと、思っています。

しかし、ここには「節電」という項目がなく、そういった点について考えられているところはありますか。

事務局 d: 確かに委員おっしゃるとおり「節電」というところは、計画に盛り込んでいませんでしたが、それぞれ行動を考える際の、行動変容を促したり、また、気候変動対策を中心に考えてしまうと、生物多様性にもマイナスな影響が出てしまったりします。

しかし、生物多様性保全対策を優先して取り組んでいくと、気候変動対策や経済への波及もプラスに生じてくるという研究結果もあるので、そういったことは、なるべく県としても重要な課題として訴えながら、取組を進めていければと思います。

安達委員: あと、20年間の計画ということですが、もう2・3年で大変なことになっているのに20年経ったらどうなっているのだろうというところもあり、この5年5年の計画もどうなのかな、と思います。実行できるような計画をお願いします。

西村会長: 他に御質問や御意見はございませんでしょうか。

大越委員: 先ほどの御意見にも関係してくるのですが、前の発言でも申し上げました、今日、本当に変化が著しく、価値観も変化が生じています。

これまでは、自然からの恵みを経済的な価値に置き換えて、分かりやすく見える化し、評価しているのですが、現在は経済的な価値に落とし込むことができないような、精神的な満足度についても議論が進んでいます。そのような中で、先ほどもおっしゃっていましたが、この数年でそのよう

な議論が盛んになっている中で、20年先とか、まだ先が読めないような状況の中で、このような取組を考えていかなければなりません。

厳しいところもあると思いますが、実際にこの文章の中に落とし込むことは難しいかもしれませんが、方向としては、世界の方向としては、経済的に見えるような価値だけでなく、精神的な満足度というものもプラスされているというのを認識した上で、そういったことも考えながら進めていくと良いのではないかと思います。

西村会長：他に御質問や御意見はございませんでしょうか。

早坂委員：この概要版の資料は誰向けのものなのか、どこで配布されるのでしょうか。ただ、市民センターにポンと置いただけでは、関心のある人は手に取るかもしれませんが、関心のない人は、まず取らないと思います。誰に向けて、どのような場所で利用され、わざわざ印刷されているのかお伺いします。

事務局 d：4月に改訂して、ホームページに計画本文と、こちらの概要版も載せてはいるのですが、まだ配布はしておりません。委員御指摘のとおり、ただ配架しているだけでは誰も手に取らないと思いますので、環境教育のイベントであったり、また、市町村でもこのような戦略を策定していない団体も多いですので、そういった支援とも合わせたりして、県民の皆様に広く周知する機会を捉えながら、この計画本文はボリュームがあるので全てを見るのは難しいかもしれませんが、機会を捉えてこのような戦略を県で策定しているということを発信し、皆様の行動や考えに影響を与えられるようにしていきたいと思っております。

早坂委員：「やりました」という「やりました感」はいらないので、これを有効に活用していただきたい。わざわざ税金を使ってやっているわけですから、ぜひ有効活用をよろしくお願いします。

西村会長：他にもあるかと思いますが、では最後に。

飯塚委員：この場ではなかなか言いにくいのですが、森林の取り扱いについて、今仕事で見ていると、市民だけではなくかもしれませんが、県民の方々に生物多様性や自然を保全しようという意識が本当に高いのか、疑問に思うことが少しあります。

そこで、この3番で「豊かな自然を引き継ぐ」というテーマを掲げ、目標指標も設定していますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというのが私の思いです。

そして、このような取組を行ったら、子供たちや実際に参加した人たちだけでなく、県民全体に意欲が広がるようにしっかりとPRしていただきたいとお願いします。

西村会長：では、よろしくお願いいたします。もう一つ、大事な報告事項がございますので、先にそちらに進ませていただきたいと思えます。それでは報告事項(2)「温泉部会の処分状況について」、傍聴者確認は大丈夫ですか。

(傍聴者なし)

報告(2) 温泉部会の処分状況について

西村会長：それでは、益子温泉部会長から報告をお願いいたします。

益子温泉部会長： 前回の自然環境保全審議会後に開催されました温泉部会について御報告いたします。令和7年2月5日に第93回温泉部会を開催いたしました。諮問案件は、掘削が2件、動力が1件でございます。いずれも許可「適当」という結果になりました。

なお、第90回温泉部会からの継続審議とされた案件については、申請が取り下げられたことを合わせて御報告いたします。温泉部会の審議結果の報告は以上です。

5 その他

西村会長： それでは、次第5の「その他」というところで、全体を通じて何か御発言がございましたらお願いいたします。

大山委員： 宮城県生物多様性地域戦略を見ていますと、1ページで「生態系サービス なぜ大切なのか」というところに「文化的サービス」があるのですが、これは生物多様性や生態系からの恵みが、具体的にどんなサービスがあるのか、一般の方が考えると、なぜ「七夕」と生態系からの恵みが関連するのだろうとちょっと疑問に思うかもしれません。もう少し本当に「生態系からこんな文化的サービスがあるんだよ」というようなものを紹介していただけるようになったら良いと思いました。

事務局 d： 委員御指摘のとおりです。七夕だけだと少し関連性が分かりづらいかなというところで、例えば、オルレのような環境と触れ合うことで文化的な価値が伝わるとか、芸術とか、

大山委員： 文化芸術とか、絵画とか、様々なそういった文化的サービスがあるので、もう少し自然からのこんな恵みがあるんだよ、というのを訴えるようなものにしていただけたらと思います。

事務局 d： 概要版だと省略して、伝わりづらい形になっていましたが、七夕祭りについては、豊作祈願して行われていることから載せていたり、竹駒神社のお祭りなんかと同じように豊作を祈願して行われるものということで載せていたのですが、少し分かりづらい表現になっていました。御指摘ありがとうございます。

西村会長： 他に、御意見はございませんでしょうか。オンラインの議論も御紹介いただけますか。

事務局 a： 退席された土屋委員からは、議事1に関して、他の委員の御指摘のとおり「資料が古い」という御指摘がありました。今回の第四期計画が令和4年からということもあり、資料の改定ではなく指定管理鳥獣に関する改正のお話をさせていただいたのですが、その答弁にも違和感を持たれたとのことでした。

今回の審議事項に関わる重要なデータが欠落しているし、審議会と部会との関わりも不適切なもので、これで議論するのは問題ではないか、という御指摘を頂戴しております。

申し訳ありません。確認が委員退席前だったためコメントができなかったのですが、御指摘にありました審議会と部会の手順とかデータの取扱い方などについては、改めて整理させていただき、今後適切に進行できるよう進めさせていただきたいと思っております。

西村会長： 他に御質問や御意見はございますでしょうか。

安達委員： ここ2・3年、現場は非常にひどい状況なのだと感じています。みやぎ生協の理事は産地交流会をするのですが、海に行ったり、山に行ったり、畑に行ったりすると、生産者さんは「今

年米ができるか」「育つのか、芽が出るのか」「温暖化の影響でこの夏乗り切れるのか」と本当に心配しています。

海の方も、海流の温かさで鮭は早めに水揚げしなくてはいけなく、5月中には全部の養殖の鮭を揚げしなくてはいけない状況になっています。本当に温暖化の速さというか、この2・3年の速さを深刻に受け止めています。多分、現場と、このような書面でやるところのギャップがあると思うので、そのギャップをなるべく埋めていただきたいと思います。

西村会長： これもよろしいですね。非常に大切な御意見だと思います。他にもあろうかと思いますが、予定の時刻を過ぎてまいりましたので、審議会議についてはこの辺りで終了とさせていただきます。メール審議については引き続きよろしくお願いいたします。進行を事務局にお返しいたします。

司 会： 西村会長、ありがとうございました。改めて、今後の審議会の予定でございますが、まず、先ほど整理をいただいたとおり、議事(1)につきましては、来週予定している評価委員会、それからツキノワグマ部会の審議を踏まえまして、改めて審議会をメール、書面審議という形で実施させていただければと思います。

それから、その内容を踏まえまして、パブリックコメントを実施させていただき、パブリックコメントの結果を踏まえて、審議会の開催要否及び開催時期について改めて会長と調整させていただいた上で、委員の皆様にご連絡させていただきます。

6 閉 会

司 会： 本日は長時間にわたり、御審議いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、宮城県自然環境保全審議会的一切を終了いたします。